

16 税制改正の流れ

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 14 年度	14年6月 税制調査会 (石弘光会 長) 「あるべき 税制の構築 に向けた基 本方針」				
平成 15 年度	15年6月 税制調査会 (石弘光会 長) 「少子・高 齢社会にお ける税制の あり方」	道府県民税 配当割及び株式等譲渡所得割（所得 税において源泉徴収を選択した特別口 座内に限る）に係る課税方式につい て、道府県民税の配当割及び株式等譲 渡所得割が創設され、平成16年1月1 日から特別徴収（源泉徴収）方式が実 施され、申告が不要となる。 【制度の概要】 ・課税団体は納税義務者の住所所在都 道府県。 ・税率は5% （配当割：平成16年1月～平成20年 3月は3%） （譲渡所得割：平成16年1月～平成 20年3月は3%） ・申告した場合には、従来どおり所得 割を課税し、そこから配当割及び株式 等譲渡所得割相当額を控除する。 個人住民税 配偶者特別控除の見直し。（平成17 年度分から適用） ・配偶者特別控除のうち配偶者控除に 上乗せして適用される部分の控除を廃 止する。	市たばこ税 市たばこ税 の税率引き上 げ。（同率を 国のたばこ税 でも引上げ） ・一般 【改正前】 2,668円 【改正後】 2,977円 ・旧3級 【改正前】 1,266円 【改正後】 1,412円 （平成15年 7月1日適 用）	固定資産税 都市計画税 負担調整措 置の継続 ・評価替えに 伴い税負担の 調整措置を継 続。	
平成 16 年度		個人住民税 個人住民税均等割の見直し。 (1) 個人住民税均等割の人口 段階別の税率区分の廃止。 （平成16年度分から適用） 市町村人口に応じて、3 段階に区分されていた個人 住民税均等割の税率を、 年額3,000円に統一する。 (2) 生計同一の妻に対する非課 税措置の段階的廃止する。 （平成17年度分から適用） ・個人住民税均等割の納税義 務を負う夫と生計を同一にす る妻で、夫と同じ市町村内に 住所を有する方に対する非課 税措置を段階的に廃止する。			所得譲与税 創設（本格 的な税源移譲 までの暫定措 置）

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 16 年度 (続き)		<p>(平成17年度分 均等割税率を1/2に減額) (平成18年度分 全額課税)</p> <p><u>年金税制の見直し</u> (平成18年度分から適用)</p> <p>(1) 公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の方に対して上乗せされている措置を廃止する。 (2) 老年者控除を廃止する。 (平成18年度分から適用) (3) 老年者特別加算として年齢65歳以上の方の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し120万円とする。 (平成18年度分から適用)</p> <p><u>土地税制の改正</u> (平成16年1月1日から適用) 土地・建物等の譲渡所得に係る税率の引下げ。 ・長期譲渡所得 5% (都1.6% 市3.4%) ・短期譲渡所得 9% (都3% 市6%)</p> <p><u>証券税制の改正</u> (平成16年1月1日から適用) 非上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ。 ・改正前 6% (都2%・市4%) ・改正後 5% (都1.6%市3.4%)</p>			
平成 17 年度		<p><u>個人住民税</u> <u>定率減税の見直し</u> (平成18年度分から適用) 定率減税を2分の1に縮減する。 【改正前】 ・個人住民税所得割額の15%相当額。 ・15%相当額が4万円を超える場合は、4万円。 【改正後】 ・個人住民税所得割額の7.5%相当額。 ・7.5%相当額が2万円を超える場合は、2万円。</p>			

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 17 年度 (続き)		<p><u>人的非課税の範囲の見直し</u> 年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置は、平成18年度分の個人住民税から段階的に廃止する。 (平成17年1月1日において65歳に達していた者の税額を、平成18年度は3分の1、平成19年度は3分の2、平成20年度からは全額課税とする。)</p> <p><u>給与支払報告書提出対象者の範囲の見直し</u> 給与の支払者が関係市町村に提出する給与支払報告書の提出対象者の範囲を、年の途中で退職した者に拡大する。ただし、その者に対する給与支払金額が30万円以下の場合には、提出しないことができる。 (平成18年1月1日以降の退職者に適用)</p>			
平成 18 年度		<p>個人住民税 <u>税源移譲</u> 所得税から個人住民税への税源移譲を行う。</p> <p>(1) 税率の見直し (平成19年度分から適用) 個人住民税所得割の税率を10%(都4%・市6%)の比例税率とする。</p> <p>(2) 人的控除の調整 (平成19年度分から適用) 個々の納税者の負担が変わらないよう、個人住民税において、所得税と個人住民税との人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講じる。</p> <p>(3) 住宅ローン減税の調整 (平成20年度分から適用) 税源移譲に伴い、住宅ローン減税(平成18年度までに入居した方に限る)により控除される所得税額が減少する方については、翌年度の個人住民税で減額調整する。</p>	<p>市たばこ税 市たばこ税の税率引き上げる。(同率を国のたばこ税も引き上げる) ・一般 【改正前】 2,977円 【改正後】 3,298円</p> <p>・旧3級 【改正前】 1,412円 【改正後】 1,564円</p> <p>(平成18年7月1日適用)</p>	<p>固定資産税 都市計画税 負担調整措置の見直し。 (平成20年度分まで) ・評価替えに伴う税負担水準の均衡化を図る。</p>	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 18 年度 (続き)		<p>定率減税の廃止 (平成19年度分から適用) 定率減税を廃止する。 【改正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税所得割額の7.5%相当額。 7.5%相当額が2万円を超える場合は、2万円。 <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止 <p>地震保険料控除の創設 (平成20年度分から適用) 損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設する。(地震保険料等の2分の1(最高25,000円)を所得控除する。)</p> <p><経過措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料については従前どおり、損害保険料控除を適用する。(最高1万円。) 地震保険料控除を併用する場合は、合わせ最高25,000円の控除とする。 			
平成 19 年度	<p><平成19年度税制改正大綱(H18年12月14日)検討事項></p> <p>公的年金受給者の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税における公的年金からの特別徴収について、平成21年度から実施できるよう、関係省庁、市町村等において、システム開発等の所要の準備を進める。</p>	<p>個人住民税 上場株式等の配当及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長。 特例(所得税7%・住民税3%) 本則(所得税15%・住民税5%)</p> <p>【改正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配当=平成20年3月末 譲渡益=平成19年末 <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配当=平成21年3月末 譲渡益=平成20年末 <p>特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の適用期限の延長。(エンジェル税制)</p> <p>(1) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限を2年間延長。</p>		<p>固定資産税 都市計画税 バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 適用の時期 工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税を3分の1減額する。</p> <p>(2) 対象となる改修工事 平成19年4月1日から～22年3月31日までの間に行われたもので、工事費が30万円以上のもの。</p> <p>(3) その他の条件 改修工事を行った住宅に、65歳以上の者、要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者が居住すること。</p>	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 19 年度 (続き)		<p>租税条約相手国の社会保障制度に係る支払保険料控除の創設。</p> <p>(1) 租税条約に基き、居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、一定の金額を限度としてその年分の総所得金額から控除できる。</p>		<p>鉄軌道用地の評価方法の改正。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 現在、鉄軌道用地の評価については、沿接する土地の3分の1の価格で評価、百貨店等と複合利用されている土地については、8割以上が鉄道施設用地として利用されていない場合は、宅地として評価することとなっている。</p> <p>(2) このたび、固定資産評価基準の改正により、複合的に利用されている土地の評価については、運送に供する施設と、運送以外に供する施設の面積により按分し評価することとされた。</p>	
平成 20 年度	<p>平成19年11月税制調査会「基本的な税制改革に向けた基本的考え方」</p> <p>国民の安心を支える税制</p> <p>経済・社会・地域の活力を高める税制</p> <p>国民・納税者の信頼を得る公正な税制</p>	<p>個人住民税</p> <p><u>寄附税制の拡充</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例により控除対象寄附金を指定する仕組み 控除上限額の引上 (総所得金額等25% 30%) 適用下限額の引き下げ (10万円 5千円) ・ 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し 適用下限(5千円)を超える部分、所得割の概ね1割を限度として所得税と合わせ全額控除。 <p><u>証券税制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率廃止(平成20年末)。経過措置で平成21~22年の譲渡益500万円以下、配当100万円以下は軽減税率。 <p><u>個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金受給者の納税の便宜や、徴収の効率化を図る観点から導入 (平成21年10月支給分から)。 		<p>固定資産税</p> <p><u>省エネ改修を行った住宅の減額措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の改修工事の翌年分から3分の1減額。 <p><u>長期優良住宅(200年住宅)に係る特例措置の創設</u></p> <p>(「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日から開始)</p> <p><u>新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)税額から2分の1減額措置の適用期限2年延長。 	<p>地方法人特別税・地方法人特別譲与税</p> <p><u>法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」・「地方法人特別譲与税」の創設</u></p>

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 20 年度 (続き)		法人市民税 <u>公益法人制度改革への対応</u> ・従来の公益法人等は、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人へ移行し、均等割は課税、法人税割は公益の法人は収益事業所得のみ課税、一般の法人は全ての所得に課税。			
平成 21 年度	平成20年 11月税制調 査会 ・景気対策 は、時限的 かつ有効適 切に、経済 成長力強化 に資する措 置を ・昨年の提 言を反映さ せ、税制抜 本改革の実 施時期を明 らかにした 「中期プロ グラム」を 相続税： 事業承継税 制を含め課 税の公平性 に配慮し、 国民合意の 議論を 国際課 税：外国子 会社の配当 を親会社の 益金不算入 に 固定資産 税：負担調 整措置の継 続を	個人住民税 <u>住宅ローン特別控除の創設</u> ・平成21年から25年までの入居者に対し、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除と同額（最高9.75万円）を限度に控除する。給与支払報告書等の改正により市町村に対する申告は不要 <u>証券税制</u> 平成21年1月1日～平成23年12月31日 ・上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率を3年延長（所得税7％，住民税3％）		固定資産税・ 都市計画税 現行の負担 調整措置の継 続（平成23 年度分まで） 据置年度に おいても評価 額を下落修正 できる特例措 置を継続	不動産取得 税の特例措置 道路特定財 源の一般財源 化 自動車取得 税の時限的軽 減措置

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成22年度	<p>平成21年12月税制調査会「納税者主権の確立に向けて」 1 新政権の下、税制改革の視点、新しい税制改正の仕組み、各主要課題の改革の方向性について定める</p> <p>納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を常に基本とする</p> <p>「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする</p> <p>税制と社会保障制度の一体的な改革を推進する</p> <p>グローバル化に対応できる税制のあり方を考える</p> <p>地域主権を確立するための税制を構築する</p>	<p>個人住民税 <u>扶養控除の改正(平成24年度分以降)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)を廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)廃止、33万円とする。 19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除(45万円)及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)は現行どおり <p>金融証券税制</p> <ul style="list-style-type: none"> 非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設(平成24年分から適用) 生命保険料控除の改組(平成24年1月1日以降締結した介護医療保険料控除を対象、控除額は一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料とも28,000円を適用限度額とし、併せて70,000円を限度とする) 	<p>市たばこ税 国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があり、平成22年度においては、以下のよう に市たばこ税の税率引き上げる。(同率を国のたばこ税も引上げる)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般 【改正前】3,298円 【改正後】4,618円 旧3級 【改正前】1,564円 【改正後】2,190円 <p>(平成22年10月1日適用)</p>	<p>地方税における税負担軽減措置等の見直し 納税者の視点に立って、公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、固定資産税、不動産取得税等を中心に 見直し。286項目中90項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直し結果 ・拡充(6項目) ・縮減(10項目) ・単純延長等(27項目) ・廃止(サンセット含む)(47項目) 	<p>燃料課税 軽油引取税について現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、 当分の間、現在の税率水準維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、 本則税率を上回る部分の課税を停止する法的措置を創設</p> <p>車体課税 自動車取得税について、 現行10年間の暫定税率は 廃止した上で、 当分の間、現在の税率水準維持</p> <p>自動車重量税(国税)の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、 自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引上げ</p>

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成23 年度	<p>平成22年12月税制調査会 支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した税制を構築するための改革を進めるものとして策定</p> <p>東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための改正</p>	<p>個人住民税 <u>扶養控除の改正（平成24年度以降）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止する。 ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止、33万円とする。 ・19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）は現行どおり。 <p>平成22年度税制改正の内容です。</p> <p>金融・証券税制 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%の軽減税率の特例の適用期限を2年延長し、平成26年1月から20%の本則税率とする。これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）の導入時期を平成26年1月からとする。</p> <p>寄附金税制の拡充 寄附金税額控除の適用対象に、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち、都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げる。</p> <p>東日本大震災関係 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとする。</p>		<p>固定資産税・都市計画税 <u>被災住宅用地の特例に関する申告等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供された土地（被災住宅用地）を、被災後10年度分について住宅用地とみなす特例の適用を受けるためには、申告書を提出することとする。 	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 24 年度		<p>個人住民税 <u>扶養控除の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止する。 ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止，33万円とする。 ・19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）は現行どおり。 <p>平成22年度税制改正の内容です。</p> <p><u>同居特別障害者加算の改組</u></p> <p>扶養控除の改正に伴い，扶養控除または配偶者控除の額に23万円加算する措置に代えて，加算額を特別障害者控除に加算する。</p> <p>平成22年度税制改正の内容です。</p> <p><u>寄附金税制の拡充</u></p> <p>寄附金税額控除の適用対象に，認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち，都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加するとともに，寄附金税額控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる。</p> <p>平成23年度税制改正の内容です。</p> <p><u>諸控除の見直し（平成26年度以降）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除額の上限を，給与収入が1,500万円超の場合に245万円とする。 ・特定支出控除の範囲を拡大し，適用判定額を給与収入が1,500万円以下は給与所得控除の2分の1とし，1,500万円超は125万円とする。それぞれ定める金額を超える場合に，超える部分の金額を給与所得控除額に加算する。 <p><u>役員退職手当等に係る退職所得の見直し（平成25年1月以降）</u></p> <p>役員等として勤続年数が5年以内の者が支払を受ける役員退職手当等に係る退職所得の課税について，退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。</p>		<p>固定資産税・都市計画税 <u>負担調整措置</u></p> <p>は，原則として，現行の仕組みを3年延長。また，住宅用地特例（特例割合6分の1等）も現行を継続。ただし，住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止。</p> <p><u>新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の3年度分（中高層大家住宅は5年度分）固定資産税額から2分の1減額措置の適用期限2年延長。 <p><u>地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が一律に定めていた特例措置の軽減割合を市町村が自主的に判断し，条例で決定できる仕組みである「わがまち特例」を導入。 	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 24 年度 (続き)		<p><u>給与支払報告書等の電子的提出の義務化(平成26年1月以降提出分から)</u> 給与または公的年金等に係る所得税の源泉徴収票の提出について、提出枚数が一定基準以上であることにより、電子的提出の義務を課された場合は、個人住民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出についても、電子的提出を義務付ける。</p> <p><u>公的年金等に係る扶養親族等申告書の変更(平成26年1月以降)</u> 公的年金等に係る扶養親族等申告書に寡婦(寡夫)控除に関する事項が追加されることに伴い、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出が不要になる。</p> <p><u>個人住民税の均等割の標準税率の引き上げ(平成26年度から平成35年度まで)</u> 個人の都民税均等割を1,000円から1,500円に、市民税均等割を3,000円から3,500円にする。 東日本大震災からの復興を図ることを目的とした地方公共団体が実施する防災施策に要する費用の財源確保</p>			
平成 25 年度		<p>個人住民税 ○ふるさと寄附金制度の見直し(平成26年度から平成50年度まで) 寄附金税額控除の特別控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た率を加算する。 ○住宅ローン控除の延長と拡充(平成27年度から適用) (1)住宅ローン控除の対象期間の延長 平成26年1月1日 ～平成29年12月31日 (2)居住開始年による控除限度額の拡充 平成26年1月～3月の居住開始は、所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円)とし、平成26年4月～平成29年12月の居住開始は、所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円)とする。</p>	<p>市たばこ税 ○都たばこ税と市たばこ税の税率の変更 25年4月1日から税率変更 市たばこ税 1級品 【改正前】 4,618円 【改正後】 5,262円 旧3級品 【改正前】 2,190円 【改正後】 2,495円</p>		

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 25 年度 (続き)		<p>○公的年金からの特別徴収制度の見直し（平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用）</p> <p>(1) 仮特別徴収税額を，年金所得者に係る前年度分の住民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額にする。</p> <p>(2) 特別徴収対象年金所得者が，市町村の区域外に転出した場合の取り扱いを見直す。</p> <p>・1月1日～3月31日の転出は，仮特別徴収税額を徴収し，本徴収は行わず，普通徴収に切り替える。</p> <p>・4月1日～12月31日の転出は，本徴収税額を徴収し，仮特別徴収をしない旨を通知する。</p> <p>(3) 特別徴収税額の変更があった場合に，継続に関する取り扱いを別途政令で定める。</p> <p>○公社債等に係る課税の見直し（平成29年度以降）</p> <p>(1) 特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。</p> <p>(2) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に，特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え，これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。</p> <p>(3) 前年前3年以内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額は，特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。</p> <p>特定公社債等の利子等や，特定及び一般公社債等の譲渡所得等については，住民税5%の申告分離課税の対象となる。ただし，一般公社債等の利子等については，住民税5%の源泉分離課税を維持する。</p>			

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 26 年度		<p>個人住民税 ○土地の譲渡に係る税制 (1) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限(平成25年12月31日)を、平成29年3月31日まで延長する。 (2) 優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限(平成26年度)を、3年延長する。 (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限(平成25年12月31日)を、2年延長する。 (4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限(平成25年12月31日)を、2年延長する。</p> <p>○寄附金税額控除の見直し(平成28年度以降) 平成27年分以降、所得税の最高税率が引き上げられることに伴い、寄附金税額控除の特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は、100分の45とする。</p> <p>○給与所得控除の見直し(平成29年度及び平成30年度以降) (1) 平成28年分の給与収入が1,200万円超は、給与所得控除の上限を230万円とする。 (2) 平成29年分以後の給与収入が1,000万円超は、給与所得控除の上限を220万円とする。</p> <p>○その他 譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除が適用できない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を加える。 平成26年4月1日以後の資産の譲渡に適用。</p>		<p>固定資産税・都市計画税 宅地及び農地の負担調整措置 ・平成29年度まで3年間の延長 空き家の除却等を促進するための措置 ・空家等対策の促進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について住宅用地特例の対象から除外</p> <p>固定資産税 地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)の対象としてサービス付き高齢者向け賃貸住宅に導入 ・新たにわがまち特例の対象とするとともに、特例措置の適用期限を2年間延長</p>	<p>法人市民税 ○法人市民税の改正 (1) 法人市民税の税率引下げ(平成26年10月1日以降に開始する事業年度) (2) 国際課税の見直し(平成28年4月1日以降)</p> <p>軽自動車税 (1) 軽自動車税の税率の見直し(税負担水準の適正化を図るため税率改正)(平成28年4月1日以降) (2) 車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度分以後の年度分の4輪自動車等の税率に対し課税の見直し(平成28年4月1日以降)</p>

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 27 年度		<p>個人住民税 ○寄附金税額控除の見直し（平成28年度以降） (1) ふるさと寄附金に係る特例控除額を、市・都民税の調整控除適用後の所得割額の1割から2割に上限を拡充する。 (2) ふるさと納税ワンストップ特例の創設 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例である。寄附金を受領した自治体が直接寄附者の居住自治体へ控除に必要な事項を通知し、通知を受けた自治体は、それに基づき寄附者に対し税額控除の適用を行う。 この特例が適用される場合は、現行制度における自治体に対する寄附に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2を都民税から、5分の3を市民税から控除する。（平成27年4月1日以後の寄附について適用） 寄附者が確定申告や住民税申告を行った場合、または5団体を超える自治体に対し寄附を行った場合は、この特例は適用されない。</p> <p>○住宅ローン控除の適用期限の延長 消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、住宅ローン控除の適用期限（平成29年12月31日）を、平成31年6月30日まで延長する。</p> <p>○日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の書類の添付等義務化（平成29年度以降） 日本国外に居住する親族に係る扶養親族等について、親族関係書類及び送金関係書類を添付し、または申告の際に提示する必要がある。ただし、給与所得者または公的年金等受給者で、親族関係書類及び送金関係書類を扶養親族申告書に添付し、または提示した場合を除く。</p>	<p>市たばこ税 ○[旧3級品]の税率変更 平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率引上げ。 市たばこ税 H28.4.1.~ 【改正前】 2,495円 【改正後】 2,925円 H29.4.1.~ 【改正後】 3,355円 H30.4.1.~ 【改正後】 4,000円 H31.4.1.~ 【改正後】 5,262円 旧3級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、パイロット及びうるまの6銘柄） 手持品課税 上記の改正に合わせ、税率引き上げが行われる4月1日以前において、販売のため旧3級品を所持する小売販売業者等に対し、税率の引き上げ相当分を課税。</p>	<p>固定資産税・都市計画税 宅地及び農地の負担調整措置 ・平成29年度まで3年間の延長 空き家の除却等を促進するための措置 ・空家等対策の促進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に係る土地について住宅用地特例の対象から除外 固定資産税 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象としてサービス付き高齢者向け賃貸住宅に導入 ・新たにわがまち特例の対象とするとともに、特例措置の適用期限を2年間延長</p>	<p>法人市民税 ○法人市民税の改正 (1) 法人市民税均等割の判定基準変更（平成27年4月1日以後に開始する事業年度）法人事業税均等割の「資本金等」の基準変更に伴い市民税においても変更。 軽自動車税 グリーン化特例を導入 平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、平成28年度に限り、燃費性能に応じて税率を軽減する。</p>

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 28 年度		<p>個人住民税 ○スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設（平成30年度以降） 健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その対価の額（保険金や損害賠償金などで補填される部分の金額は除く）の合計が1万2千円を超えるとき、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には8万8千円）を、その年分の総所得金額等から控除する。 本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることはできない。</p> <p>○空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設（平成29年度以降） 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる特別控除を創設する。（平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡に適用）</p>		<p>固定資産税 新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長。 長期優良住宅に係る減額措置の適用期限の2年延長。 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年3月延長。 バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長 (1)対象となる住宅について、平成19年1月1日に存していた住宅から新築された日から10年以上を経過した住宅とする (2)床面積要件（改修後の住宅の床面積が50㎡以上）を追加 (3)工事費要件について、50万円超（地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）から50万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）とする</p>	<p>法人市民税 法人市民税の税率引下げ（平成31年10月1日以降に開始する事業年度）</p> <p>軽自動車税 (1)グリーン化特例の延長 平成28年度に新規取得した軽四輪等について、平成29年度分の軽自動車税を軽減 (2)環境性能割の導入 平成31年10月1日の消費税率引き上げ時において、自動車取得税を廃止して環境性能割を創設するとともに現行の軽自動車税を種別割とする。</p>

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 28 年度 (続き)				<p>省工ネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長</p> <p>(1)床面積要件（改修後の住宅の床面積が50㎡以上）を追加</p> <p>(2)工事費要件について、50万円超から50万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）とする</p> <p>地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象として再生可能エネルギー発電設備を導入・新たにわがまち特例の対象とするとともに、特例措置の適用期限を2年間延長</p>	
平成 29 年度		<p>個人住民税</p> <p>○配偶者控除の見直し（平成31年度以降）</p> <p>合計所得金額900万円超の納税義務者に適用する配偶者控除の額を、当該合計所得金額に応じて逡減させる（1,000万円超で適用無し）。</p>		<p>保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税，都市計画税，事業所税） ・家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）に係る課税標準の特例措置について，わがまち特例を導入。（固定資産税，都市計画税，不動産取得税） 	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 29 年度 (続き)		<p>○配偶者特別控除の見直し(平成31年度以降)</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未満から123万円以下に引き上げる。また、合計所得金額900万円超の納税義務者に適用する配偶者特別控除の額を、当該合計所得金額に応じて逡減させる(1,000万円超で適用無し)。</p>		<p>緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地(仮称)の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税, 都市計画税)</p> <p>JR二島会社(JR北海道, 四国)の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置(いわゆる二島特例)並びにJR二島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置(いわゆる承継特例)を5年延長。(固定資産税, 都市計画税)</p> <p>被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充。(固定資産税, 都市計画税)</p> <p>居住用超高層建築物に係る課税の見直し(原則平成29年4月1日施行)</p> <p>・居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。</p> <p>耐震改修を行った既存住宅が長期優良住宅に該当した場合の税額の減額措置を2分の1から3分の2に拡充(固定資産税)</p> <p>省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当した場合の税額の減額措置を2分の1から3分の2に拡充。(固定資産税)</p>	

固定資産税負担調整措置の経過

平成15年度～平成17年度まで

宅 地	住宅用地	小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)	前年度課税標準額 当該年度価格×1/6	負担水準が ・100%超 = 本則課税標準額 当該年度価格×1/6または1/3 ・80%以上100%以下 = 据え置き	負担調整措置 負担水準 負担調整率 40%以上80%未満 1.025 30%以上40%未満 1.05 20%以上30%未満 1.075 10%以上20%未満 1.1 10%未満 1.15
		一般 (200㎡を越える部分)	前年度課税標準額 当該年度価格×1/3	前年度課税標準額 ・80%未満 = 左の負担調整率による 前年度課税標準額×負担調整率	
	著しい地価下落に対応する臨時的な据置き措置が適用される場合		負担水準が ・小規模住宅用地 = 55%以上80%未満 で ・一般住宅用地 = 50%以上80%未満 で ・価格下落率が15%以上の場合	据置き 前年度課税標準額	
宅 等	商業地等	前年度課税標準額 当該年度価格	負担水準が ・70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格×0.7 ・60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・60%未満 = 左の負担調整率による 前年度課税標準額×負担調整率	負担調整措置 負担水準 負担調整率 40%以上60%未満 1.025 30%以上40%未満 1.05 20%以上30%未満 1.075 10%以上20%未満 1.1 10%未満 1.15	
			著しい地価下落に対応する臨時的な据置き措置が適用される場合	負担水準が ・45%以上60%未満 で ・価格下落率が15%以上の場合	据置き 前年度課税標準額
農 地 等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	前年度課税標準額 当該年度価格×1/3	負担水準が ・100%超 = 本則課税標準額 当該年度価格×1/3 ・80%以上100%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・80%未満 = 左の負担調整率による 前年度課税標準額×負担調整率	負担調整措置 負担水準 負担調整率 40%以上80%未満 1.025 30%以上40%未満 1.05 20%以上30%未満 1.075 10%以上20%未満 1.1 10%未満 1.15	
			著しい地価下落に対応する臨時的な据置き措置が適用される場合	負担水準が ・50%以上80%未満 で ・価格下落率が15%以上の場合	据置き 前年度課税標準額
	保全する農地 (生産緑地)	前年度課税標準額 当該年度価格	前年度課税標準額×負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。)	負担調整措置 負担水準 負担調整率 90%以上 1.025 80%以上90%未満 1.05 70%以上80%未満 1.075 70%未満 1.1	

価格下落率 = $\frac{\text{平成14年度価格} - \text{当該年度価格}}{\text{当該年度価格}} \times 100\%$

固定資産税負担調整措置の経過

平成18年度～平成20年度まで 平成21年度～平成23年度まで

宅 地 等	住宅用地	<p>小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)</p> <p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/6</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/6または1/3 ・ 80%以上100%未満 = 据え置き 前年度課税標準額 <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の80%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
	一般 (200㎡を越える部分)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の80%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
宅 地 等	商業地等	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格 × 0.7 ・ 60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 60%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額60%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
農 地 等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/3 ・ 80%以上100%未満 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 80%未満 = 下記による * 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ *の計算の結果本則課税標準額の80%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
	保全する農地 (生産緑地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>・ 前年度課税標準額 × 負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。)</p> <table border="1" style="float: right;"> <thead> <tr> <th colspan="2">負担調整措置</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担調整措置		負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満	1.05	70%以上80%未満	1.075	70%未満
負担調整措置														
負担水準	負担調整率													
90%以上	1.025													
80%以上90%未満	1.05													
70%以上80%未満	1.075													
70%未満	1.1													

固定資産税負担調整措置の経過
平成24年度～平成26年度まで

宅 地 等	小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)	前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/6	<p>【平成24・25年度】 負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/6または1/3 ・ 90%以上100%未満 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 90%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の90%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
	一 般 (200㎡を越える部分)	前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3	<p>【平成26年度】 平成26年度で、据置措置は廃止 負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/6または1/3 ・ 100%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の100%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
	商業地等	前年度課税標準額 当該年度価格	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格 × 0.7 ・ 60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 60%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額60%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
農 地 等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3	<p>【平成24・25年度】 負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/3 ・ 90%以上100%未満 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 90%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の90%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には <p>【平成26年度】 平成26年度で、据置措置は廃止 負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/3 ・ 100%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の100%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 												
	保全する農地 (生産緑地)	前年度課税標準額 当該年度価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度課税標準額 × 負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。) 												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">負担調整措置</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>		負担調整措置		負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満	1.05	70%以上80%未満	1.075	70%未満
負担調整措置															
負担水準	負担調整率														
90%以上	1.025														
80%以上90%未満	1.05														
70%以上80%未満	1.075														
70%未満	1.1														

固定資産税負担調整措置の経過
平成27年度～平成29年度まで

宅 地 等	住宅用地	<p>小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)</p> <p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/6</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/6 または 1/3 ・ 100%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の100%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には 											
	一般 (200㎡を越える部分)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額 ・ 本則課税標準額の20%相当額 											
	商業地等	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格 × 0.7 ・ 60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額 ・ 60%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>本則課税標準額 = 当該年度価格</p> <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額60%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の60%相当額 ・ 本則課税標準額の20%相当額 											
農 地 等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格 × 1/3</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格 × 1/3 ・ 100%未満 = 下記による 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額の100%を上回る場合には ・ 本則課税標準額の20%を下回る場合には <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則課税標準額 ・ 本則課税標準額の20%相当額 											
	保全する農地 (生産緑地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>・ 前年度課税標準額 × 負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">負担調整措置</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担調整措置		負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満	1.05	70%以上80%未満	1.075	70%未満
負担調整措置														
負担水準	負担調整率													
90%以上	1.025													
80%以上90%未満	1.05													
70%以上80%未満	1.075													
70%未満	1.1													

17 市税ガイド



1 市民税（個人・法人）

(1) 個人市民税

ア 個人市民税とは？

個人の前年一年間の所得に基づき、毎年1月1日現在市内に住所がある方について課税されるものです。個人市民税として、「所得割」と「均等割」が課税されます。

イ 税額の算定等

税率

所得割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、その金額に応じた負担割合により、住民税を納付していただくものです。

【所得割額の計算方法】

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

所得金額 - 所得控除額 = 課税標準額（1,000円未満切捨て）

（課税標準額 × 税率） - 税額控除額 = **所得割額**
（100円未満切捨て）

税率（10%） 市民税（調布市）：6% ，都民税（東京都）：4%

均等割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、一律の税額を納付していただくものです。

税額は 市民税（調布市）：3,500円
都民税（東京都）：1,500円

また、調布市に住居登録がなくても、調布市に事務所、事業所または家屋敷がある方には、同じく均等割が課税されます。
平成26年度から平成35年度まで、東日本大震災に係る復興対策として、市・都民税がそれぞれ500円加算されます。

普通徴収と特別徴収

住民税の納税方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2つがあります。さらに特別徴収には「給与からの特別徴収（給与特別徴収）」と「公的年金からの特別徴収（年金特別徴収）」があります。

「普通徴収」とは

普通徴収の場合は、住民税を6月末・8月末・10月末・翌年1月末と年4回に分けて、納税義務者である個人が直接市から送付する納税通知書で、住民税を銀行や郵便局、コンビニ等で納入します。

自営業など個人でお店を営んでいる方、事業所にお勤めの方でお勤め先が特別徴収を行っていない方などが、この納税方法になります。

「給与特別徴収」とは

給与特別徴収の場合は、給与の支払者（会社など）が毎月の給与の支払の際に、給与所得者の給与から住民税を差し引いて、市区町村に納入します。給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。給与からの特別徴収は、6月から翌年5月までの12ヶ月間で行なわれます。

「年金特別徴収」とは

公的年金受給者に対する納税の便宜を図り、市町村における徴収の効率化を図るため、年金保険者（日本年金機構など）が、住民税を年金から差し引いて、市へ納入します。

その年度の4月1日現在「65歳以上の年金受給者で個人住民税の納税義務がある方」が対象になります。

(2) 法人市民税



ア 法人市民税とは？

法人市民税とは、調布市内に事務所または事業所、寮等を有する法人にかかる税金です。税金の内容は、資本金等の額と従業員数を基に課税される「均等割」と、国税として申告した法人税額を基に積算、課税される「法人税割」の2種類からなっています。

イ 税額の算定等

「法人税割」とは

国税「法人税」として申告した「法人税」額を、法人市民税の課税標準額として税額の積算根拠とし、法人税割の計算を行います。

「資本の金額」によって税率が異なります。

調布市の法人市民税「法人税割」の税率

資本の金額：1億円超 税率12.1%

資本の金額：1億円以下 税率9.7%

平成28年度税制改正により、法人税割が以下のとおりに変更になります。

平成31年10月1日から開始する事業年度の法人から適用。

資本の金額：1億円超 **税率8.4%**

資本の金額：1億円以下 **税率6.0%**

「均等割」とは

調布市内に事務所や事業所を有する法人に「資本金等の金額（注1）」と従業者数の人数に応じた税額表に基づき課税されます。

調布市の法人市民税「均等割」の税率

50億円超 ・ 41万円（50人以下）
・ 300万円（50人超）

10億円～50億円以下
・ 41万円（50人以下）
・ 175万円（50人超）

1億円超～10億円以下
・ 16万円（50人以下）
・ 40万円（50人超）

1千万円超～1億円以下
・ 13万円（50人以下）
・ 15万円（50人超）

1千万円以下
・ 5万円（50人以下）
・ 12万円（50人超）

上記以外の法人 5万円

注1 資本金等の金額：法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資及び無償減資等による欠損の填補の額を加減算した金額

2 固定資産税



(1) 固定資産税の概要

ア 固定資産税とは？

固定資産税とは、毎年1月1日に、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

イ 税額の算定等

税率

- 1 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- 2 課税標準額 × 税率 = 税額 となります。

税率は、市町村の条例で定めることとされています。調布市の税率は、1.4%です。

固定資産の評価

固定資産の評価は総務大臣が定めた**固定資産評価基準**に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定します。土地と家屋の評価額については、3年に一度の**基準年度**（現行平成27年度、次回は平成30年度）に**評価替え**を行い、原則として、**第二年度、第三年度**は新たな評価を行わず、**基準年度の価格をそのまま据え置きます**。ただし、第二年度または第三年度中に土地の地目の変換、家屋の増築などが行われた場合など、**基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い価格を決定します**。

課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、固定資産の決定価格が課税標準額になります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

土地の評価

固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格（正常な条件のもとにおいて成立する取引価格）を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目とは、土地を利用面から分類した名称で、宅地、田及び畑（あわせて農地といえます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

宅地の評価方法

商業地や住宅地など利用状況に応じて区分し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮して区分します。

標準宅地（奥行、間口、形状等が標準的なもの）を選定します。

道路に面している正方形に近い矩形、評価を行う地域で標準的と考えられる宅地
主要な街路の路線価を付設します。

地価公示価格、都道府県地価調査価格および鑑定評価価格の活用

その他の街路の路線価に比準します。

各筆（注2）の評価（一画地（注3）の宅地ごとに評価額を算出します）

注2 登記簿における一つの土地を指す単位

注3 一画地は原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部をもって一画地とします。

宅地の評価については、平成6年度の評価替えから、地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

農地、山林の評価方法

状況の類似する地区ごとに標準地を選定し、その標準地の評価額に比準して評価します。ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

牧場、原野、雑種地等の評価方法

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づくなどの方法により評価します。

家屋の評価

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率 (1)}$$

再建築価格：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築した場合に必要なとされる建築費

1 経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたもの

新築以外の家屋の評価

新築以外の家屋については、基準年度（現行平成27年度、次回は平成30年度）に評価替えが行われます。評価額は、下記の算式により評価額を求めます。下記算式による評価額が前年度の評価額を越える場合には、評価額は引き上げられることなく、原則として前年度の評価額に据え置かれます。

$$\text{評価額} = \text{前年度の再建築価格} \times \text{再建築費評価点補正率 (2)} \times \text{経年減点補正率}$$

2 再建築費評価点補正率：建築物価の変動を考慮するために用いられる。物価が上がった場合は増点補正、下がった場合は減点補正が適用される。

償却資産の評価

償却資産の評価・課税のしくみ

固定資産評価基準によって、その償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法（毎年度の償却率が一定となるように償却額を算出する方法）です。

償却資産とは、商店、工場、病院、アパート・マンションなどを経営している方が、その**事業**のために用いている構築物、機械、装置、航空機、車両（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除きます。）、工具、器具、備品などをいいます（詳しくは、下記償却資産の具体例を御参照ください。）。

毎年、所有者からの申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額を算出し、市長が価格を決定します。ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣が、複数の市町村にまたがる償却資産は知事が、それぞれ関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

償却資産の具体例

償却資産の種類	具体例
構築物	受・変電設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）等
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車、客車等
工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

3 軽自動車税



(1) 軽自動車税の概要

ア 軽自動車税とは？

軽自動車税は、毎年4月1日現在原動機付自転車・軽四輪車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を保有し、調布市内を主たる定置場として登録している方に課税されます。
 軽自動車等に関する新規登録・名義変更・主たる定置場等の変更の申告はその事由の生じた日から15日以内に、廃車等により軽自動車等の所有者でなくなった場合は、その日から30日以内に所定の申告書を提出するよう定められています。

調布市で手続するもの

排気量が125cc以下の
 原動機付自転車・小型特殊自動車等
 市役所本庁舎3階市民税課

調布市で手続できないもの

排気量が125cc超の二輪車
 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所
 軽三輪車・軽四輪車
 軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所



イ 税額の算定等



三輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以降の新車については、環境性能に応じた税額の軽減措置が適用されます。また、初度検査を受けてから13年を経過した車両については、税額が割増になります。

区分			平成27年4月1日以降の新車				平成27年3月31日までに車両番号の指定を受けた車両	
			右以外の車両	グリーン化特例 ¹			右以外の車両	初度検査から13年超の車両 ⁵
乗用	貨物用	乗用		貨物用	軽減 ²	軽減 ³		
四輪以上	自家用	乗用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
		貨物用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
	営業用	乗用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
		貨物用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円

- 1 グリーン化特例 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて平成28年度分限り税額を軽減（概ね75%、50%、25%）する特例措置
- 2 概ね75%軽減 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%低減）
- 3 概ね50%軽減 平成17年排ガス規制75%低減 乗用：平成32年度達成基準+20%達成 貨物：平成27年度燃費基準+35%達成
- 4 概ね25%軽減 平成17年排ガス規制75%低減 乗用：平成32年度燃費基準達成 貨物：平成27年度燃費基準+15%達成
- 5 初度検査から13年超の車両 初めて車両番号の指定を初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した車両

二輪車・小型特殊自動車



二輪車及び小型特殊自動車については、次のとおりです。新車・既存車の区別はありません。

区分	二輪の小型自動車 (250cc超)	二輪の軽自動車 (125cc超 250cc以下)	小型特殊自動車		原動機付き自転車			
			農業作業用	その他	90cc超~ 125cc以下	50cc超~ 90cc以下	50cc以下	ミニカー
税額	6,000円	3,600円	2,400円	5,900円	2,400円	2,000円	2,000円	3,700円

4 市たばこ税

(1) 市たばこ税の概要



ア 市たばこ税とは？

たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に税金分が含まれています。
市たばこ税のほか、国たばこ税，都たばこ税があります。また，輸入たばこについても，国産たばこと同様に課税されています。

「市たばこ税」は，市内でたばこが買われた場合に，市の収入となり，皆さまの暮らしに役立てられます。

イ 税額の算定等

税率

たばこ課税のしくみ

「市たばこ税」は、市内でたばこが買われた場合に、市の収入となります。

1 納める方は？

製造たばこの製造者，特定販売業者，卸売販売業者など

2 納める額は？

1000本につき市たばこ税の税率は5,262円，国のたばこ税5,302円，都たばこ税860円，たばこ特別税820円です。（1級品）

平成25年4月1日から市たばこ税：1級品1000本につき4,618円 5,262円

旧3級品1000本につき2,190円 2,495円

市たばこ税の引上げ分は都たばこ税の引き下げにより相殺。国税分は変更無し。

旧3級品に係る特例税率廃止に伴い，平成28年4月1日から平成31年4月1日までに段階的に税率が引き上げられます。

平成28年4月1日から市たばこ税：旧3級品1000本につき2,495円 2,925円

平成29年4月1日から市たばこ税：旧3級品1000本につき2,925円 3,355円

平成30年4月1日から市たばこ税：旧3級品1000本につき3,355円 4,000円

平成31年4月1日から市たばこ税：旧3級品1000本につき4,000円 5,262円

3 納める時期と方法は？

1ヶ月分の製造たばこの品目ごとの売り渡し本数をまとめて税額を計算し，翌月末日までに市役所に申告して納めます。

手持品課税

手持品課税とは？

1 手持品課税とは

手持品課税とは，紙巻きたばこ旧3級品に係る特例税率の廃止に伴い，平成28年から平成31年までの各年における4月1日の午前0時現在において，たばこの販売業者の方が，店舗や倉庫等で合計5,000本以上の紙巻きたばこ3級品を販売のために所持している場合に，その所持する紙巻きたばこ3級品について，税率の引き上げ相当分に相当するたばこ税を課税するものです。

2 手持品課税を行う理由

地方たばこ税は，卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税であることから，税率引上げ前に製造場から移出されて流通段階に留まっている製造たばこについても，税率引上げ後に製造場から移出される製造たばこと同一の税負担を求めるためとされています。

5 入湯税

(1) 入湯税の概要

ア 入湯税とは？



「入湯税」とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるための目的税です。

イ 税額の算定等

税率

入湯税のしくみ

入湯税とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。

- 1 納める額は？ 1人1日につき150円です。入湯料金が1,200円を超える浴場に課税されます。
(調布市税賦課徴収条例第143条、調布市税賦課徴収施行規則第29条の2)
- 2 納める方法は？ 鉱泉浴場等の経営者(特別徴収義務者)が入湯客から税金を預かり、市役所に申告して納めます。

6 都市計画税

都市計画税の概要

ア 都市計画税とは？



都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業等のまちづくり事業に必要な経費に充てるための税金で、毎年1月1日に、市街化区域内の土地及び家屋を所有している方が、その土地及び家屋の所在する市町村に固定資産税とあわせて納める税金です。

イ 税額の算定等

税率

- 1 固定資産税の土地・家屋の評価額をもとに課税標準額を算定します。
- 2 $\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{税額}$ となります。
都市計画税の税率は、市町村の条例で定めることとされています。平成29年度の調布市の税率は、0.25%です

土地・家屋の評価

都市計画税における土地・家屋の価格は、固定資産税の評価額となっています。

課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、土地・家屋の価格が課税標準額になります。

しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

18 市税のよくある質問

1 個人市民税

昨年亡くなった方の住民税は？

Q

父が昨年死亡しましたが、昨年中に父が得た収入に対して、住民税は課税されるのでしょうか。

A

住民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の自治体が課税することとなっています。
平成27年中に死亡された方に対しては、平成28年度の住民税は課税されません。

住民票を異動する手続きがおくれました。納税する自治体は？

Q

昨年8月にA市からB市へ転出しましたが、住民票は今年の2月に移しました。平成28年度の住民税はA市、B市のどちらで課税されますか。

A

原則は住民基本台帳に記載されている自治体で課税することとされていますが、実際にB市に住んでいる場合は、B市で課税されることになります。

退職した翌年にも住民税の納税通知書が届きましたが・・・

Q

退職した年に退職金から住民税が差し引かれましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A

退職所得に対する住民税は、退職手当が支払われる際に徴収され、支払者を通じて市町村に納入されます。退職所得以外の所得は、翌年に納めていただくこととなります。
したがって、退職時までの給与等に対する分と思われます。

会社が変わっても引続き住民税を給与から引き落とししてほしいのですが？

Q

いままで働いていた会社を辞め、ほかの会社で勤めることになりました。新しい会社でも引続き住民税を給与から引き落としにしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A

勤めていた会社の給与担当者の方に転勤の異動届出書を新しい会社へ送付するよう依頼してください。新しい会社が、送られてきた異動届出書に必要な事項を記入し、市役所へご提出いただきます。
住民税の給与引き落とし処理をした後、通知書を新しい会社へ送付いたしますので、お受け取りください。

転職した場合、なにか手続きは必要ですか？

Q

転職した場合の所得税、住民税に関する手続きは何かありますか。

A

会社員の方が転職した場合、退職時に渡される源泉徴収票を転職先の会社へ提出し、その年の所得税の年末調整をすることになります。
原則として就職先の会社から市へ給与支払報告書が送付されますので住民税の申告は必要ありません。

昨年から国外に居住しているが・・・

Q

昨年12月から、アメリカにて居住しています。今年度も住民税は課税されるのでしょうか。

A

住民税は毎年1月1日現在住所のある自治体で課税されます。出国して海外に居住することが確実な場合、課税されません。

年金からの引き落としが中止になるのは？

Q

公的年金からの引き落とし(特別徴収)が中止され、納付書が届きました。どうしてですか？

A

年の途中に、死亡、転出、公的年金等に係る住民税額の変更、介護保険料の特別徴収の中止などがあった場合、公的年金からの引き落としが中止になります。このような場合、ご自身で納めていただく必要があるため、納付書をお送りしています。

公的年金の収入が400万円以下なので、申告は不要ですか？

Q

公的年金の収入が400万円以下のため、税務署で申告不要といわれましたが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

A

昨年中受け取った公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、扶養親族や医療費、社会保険料等の控除の追加がある場合は、市民税・都民税の申告が必要です。

個人住民税は他の自治体に比べて高いのですか？

Q

調布市の個人住民税は、ほかの自治体よりも高いのでしょうか。

A

個人住民税の算出方法は、どの自治体も同じです。地方税法で定められていることから、調布市を含め、ほとんどの自治体が標準税率を採用しています。このため、住んでいる市町村によって税額が異なることはほぼありません。

特別徴収しなければならないのでしょうか？

Q

従業員から普通徴収で納めたいと言われていますが、特別徴収しなければなりませんか。

A

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

ふるさと納税の控除の上限額について・・・

Q

故郷の自治体へ寄附をしたいのですが、控除の上限額まで、いくら寄附できますか。

A

受けられる寄附金控除の額には上限があり、ふるさと納税を行った方の収入や他の控除等の状況によります。ふるさと納税額の目安一覧と、寄附金控除額を計算(シミュレーション)するエクセルのシートが総務省ホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

2 固定資産税

評価替えとは？

Q

固定資産の評価替えとは何ですか。

A

固定資産税は、固定資産の価格（適正な時価）を課税標準として課税されるものです。本来であれば、毎年度、価格を見直すのが理想的ですが、実務的に困難などの理由から、土地と家屋については3年ごとに価格を見直す制度がとられています。

地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは？

Q

地価が下落しているのに、税額が上がるのはなぜですか。

A

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇をゆるやかなものになるよう、負担調整措置が講じられています。地価が下落するなかで税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べ、現在の課税標準額が低いため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正過程にあるものです。

家屋の税額が急に高くなったのは？

Q

平成25年9月に住宅を新築しましたが、平成29年度分から、急激に税額が上がったのはなぜですか。

A

新築住宅に対しては、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分）に限り、税額が2分の1に減額されてます。この適用期間が終了したことによるものと考えられます。

家屋が老朽化していくのに評価額が下がらないのは？

Q

昭和40年代に建築された建物ですが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはなぜですか。

A

家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価などをあらわした「経年減点補正率」を乗じて求めます。ただし、その価格が前年度の価格を超える場合は、通常、前年度の価格に据え置きます。建築年次の古い家屋の一部には、過去に建築費の上昇が続くなか、評価額が据え置かれてきていることもあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた評価額を下回るまでには至らず、評価額が下がらないといったことがあります。

3 軽自動車税

バイクが盗難にあいました。手続きをどのようにすればいいですか？

Q

バイクが盗難にあいました。このまま課税がされるのでしょうか。

A

原付バイクの場合、警察へ届け出を行い、届け出の内容(受理番号、届出警察署、届出年月日、被害年月日)を市役所へ申告いただき、廃車の手続きを行うことで、課税がされなくなります。

125ccを超えるバイクの場合、運輸支局で廃車手続きを行ってください。

バイク・軽自動車を譲ったのに税金の通知がきたのはなぜですか？

Q

友人にバイクを譲ったのに、税金の通知がきたのはなぜですか？友人と連絡がとれず、困っています。どのような手続きをすればいいのでしょうか。

A

譲り受けた方が名義変更等の手続きをしていないことが考えられます。原付バイクは、市役所市民税課へ理由等を記載した申立書を提出いただくことで、廃車手続きができる可能性があります。市役所市民税課までご相談ください。

125ccを超えるバイクは、運輸支局で、軽自動車は、軽自動車検査協会で行ってください。

軽自動車等の所有者(納税義務者)が死亡した時の手続きについて

Q

軽自動車等の所有者(納税義務者)が死亡しました。税金は支払う必要があるのでしょうか。

A

軽自動車税は毎年4月1日現在、車両を所有している人に対して課税される税金です。所有者(納税義務者)が死亡した場合は、できるだけ速やかに名義を変更するか、使用しない車両であれば廃車手続きを行うことで、翌年度の税金を止めることができます。

車検用の納税証明書をなくしてしまった

Q

車検に必要な継続検査用納税証明書をなくしてしまいましたがどうしたらよいのでしょうか。

A

納税通知書に付いている納税証明書をなくされた場合、市役所納税課で継続検査用(車検用)納税証明書を取得することができます。発行手数料は無料です。

転出したのですが、バイクを所有している場合、手続きは必要ですか？

Q

調布市から、転出したのですが、バイクを所有しています。何か手続きは必要でしょうか。

A

原付バイクのナンバープレートは、常に保管する場所(定置場といいます)の自治体の標識をつけることが義務づけられています。転出した場合は、ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑・運転免許証をお持ちになって転出先の自治体で手続きをお願いします。

125ccを超えるバイクの場合、運輸支局で廃車手続きを行ってください。

4 その他

税金の納付について

Q

市税を納め忘れていたら督促状がきました。どうすればいいのですか。

A

それぞれの税目・納期ごとに納期限が決められています。この納期限までに税金が納められていない場合、納付書が付された督促状を送付しますので、納付してください。
なお、口座振替を利用することで、納付忘れを防止することができます。直接納付窓口へ行く必要もなく大変便利です。是非ご利用ください。

納税の相談について

Q

納税通知書が届きましたが、納期限までに納付できません。どうすればいいでしょうか。

A

納期限前までに納税について相談をしてください。一定の要件に該当すれば、分割で納付できます。

納期限が過ぎると、日数により延滞金が加算されます。督促状が送付され、それでもご連絡やご相談がない場合は、滞納処分が行われることになります。

証明書の交付について

Q

平日に市役所へ行くことができません。郵送による証明書の交付は可能ですか。

A

窓口に来られない方は、郵送による申請ができます。

【必要書類】

- 1) 申請書(ホームページからダウンロードできます)
- 2) 返信用封筒(切手貼付,宛名記入)
- 3) 郵便局の定額小為替200円(1通につき)

【申請書記載事項】

- 1) 調布市の住所、現住所、氏名および印、生年月日、電話番号(日中連絡可能な番号)

証明書の交付について

Q

児童手当用の所得証明書は発行できないのですか？

A

調布市では所得証明書、課税証明書または非課税証明書を発行しています。

証明書の証明項目は同一内容で、住民税が課税か非課税か、または、住民税の申告により、収入の申告をしているか、被扶養者であるかにより、発行する証明書の種類が異なります。

調布市の所得証明書、課税証明書、非課税証明書のいずれかを取得していただければ児童手当の申請時の添付書類としてご利用できます。

19 用語解説

あ行

青色申告	所得税の確定申告制度のうちの一つで、一定の帳簿書類を備え付けて所定の取引を記録し、その書類を保存することによって、税金優遇などの特典を受けられる制度。青色申告による場合には、提出期限までに「青色申告承認申請手続」を所轄税務署長に提出する必要があります。
------	--

か行

課税状況調べ	「市町村税課税状況等の調」の通称で、総務省が毎年7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんする調査のことをいいます。
課税標準	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の場合 住民税の所得割の課税標準は、「所得金額 - 所得控除」の算式により求めます。これに税率を乗じることによって税額を算出することになります。 2 法人の場合 法人税額又は個別帰属法人税額が課税標準とされます。 3 固定資産の場合 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、住宅用地のように特例措置や土地の負担調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。
旧3級品	次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。 わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット 日本の紙巻煙草は原料葉タバコの質によって一級から三級までの等級に分かれていました。「製造たばこ定価法」の廃止に伴い、一級品と二級品の区分は廃止・統合されましたが、紙巻煙草は「旧3級品」だけは廉価に買える煙草として残されました。
均等割	所得金額の大小を問わず均等の額によって課される住民税 所得割(個人住民税)、法人税割(法人住民税) 個人住民税均等割 平成26年度から平成35年度(道府県民税1,500円・市町村民税3,500円) 平成25年度まで(道府県民税1,000円・市町村民税3,000円) 平成26年度から平成35年度までの間、地方公共団体が実施する防災の施策に必要な財源確保のため、臨時的に個人住民税の均等割の税率が引き上げとなっています。
勤労学生	勤労学生とは、その年の12月31日の現況で、次の三つの条件のすべてに当てはまる人です。 <ol style="list-style-type: none"> 1 給与所得などの勤労による所得があること 2 合計所得金額が65万円以下で、しかも1の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること 3 特定の学校の学生、生徒であること (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など (2) 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの (3) 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの
国・都支出金	国(都)が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、その目的、性格により負担金、補助金、委託金に分類されます。
繰入金	市の他会計や基金からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金等があります。
繰越金	市に決算剰余金を翌年度に繰り越して使用するものです。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度(4月1日から3月31日)の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。
決算剰余金	決算は、歳入(収入)予算を上回って収入した額や、歳出(支出)予算の不用となった額(未執行額)が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。

決算統計	「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。
減免	災害にあったときや生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情により、地方団体がその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものです。
口座振替	金融機関の預金(貯金)口座から、税金や公共料金(電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金他)などの支払いを自動引落しするサービスのことです。
鉱泉浴場	原則として温泉法第2条に規定する温度、物質を有する温泉を利用する浴場のことです。(同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。)
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。統計法に基づき実施され、国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政で広く利用されることはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されています。
国有資産等所在市町村交付金	国や都道府県等地方公共団体が交付金を交付する年度の前年3月31日現在で所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金のことです。
コンビニ収納	税金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行すること。最寄のコンビニなどから納めることができるため、利便性の高い納税方法となっています。

さ行

催告	納期限を過ぎても未納となっている方に対して送付される通知です。法律に規定はありませんが、督促状を発してもなお完納されない場合に、納付・納入を促すために発します。
差押え	法に基づいて滞納がある方の財産(預金など)について強制処分をすることです。差押えられた財産は取立等の手続きにより滞納市税に充てられます。
市街化区域	都市計画区域の一つ。すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。市街化調整区域
事業専従者	青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業にもっぱら従事している人。
市債	公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金(借金)のことをいいます。
資産課税	個人や法人の資産や財産に対して課税することをいいます。これには、固定資産税や都市計画税、軽自動車税が該当します。
執行停止	滞納者に一定の事由があると認められる場合に、強制処分の手を停止することです。
充当	市税を二重に納めた場合、または確定申告等により納付後に税額が減額になった場合は、納め過ぎになった市税(過誤納金)をお返しします(還付といいます。)。ただし、納期限を過ぎて未納となっている市税や延滞金がある場合は、そちらに充当したあと、差額を還付します。
所得	収入(年収)から必要経費を差し引いたものをいい、税額計算をする基礎となります。
所得課税	個人や会社の利益(所得)に対して課税することをいいます。これには、個人市民税や法人市民税が該当します。
所得控除	納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から差し引くことになっているものです。雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 障害者控除 寡婦控除 寡夫控除 勤労学生控除 配偶者控除があります。
所得割	所得割は前年の所得金額に応じて課税されます。均等割

白色申告	所得税の確定申告制度のひとつで、青色申告を申し込んでいない人の税金の申告方法。青色申告のように煩雑な帳簿作成の義務が無い代わりに、青色申告で可能となる特別控除等の特典を受けることはできない仕組みとなっています。
税額控除	税額を算出したあとに、その税額から差し引く額のことです。住民税には、配当控除 外国税額控除 寄附金税額控除 住宅借入金等特別税額控除 調整控除 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除があります。

た行

滞納処分	納期限を過ぎても完納されない場合に、徴収権者として差押えなどの行政処分を行うことです。
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
定置場	運行しないときに主に駐車する場所で次のとおりとなります。 ・個人所有の場合は住所地または自動車検査証(車検証)に記載された使用の本拠地となります。 ・法人所有の場合はその車両を使用する事務所などの所在地となります。
督促	納税者等が、納付・納入すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付・納入の履行を請求するために発する通知です。
特別徴収	給与の支払者が毎月の給与の支払の際にその人の給与から税金を引き落とし、これを翌月の10日までに市町村に納入することになっています。給与からの特別徴収は、6月から翌年5月までの12か月で徴収することとなっています。
都市基盤整備事業基金	総合的な交通体系の確立を目的とする基盤施設の整備事業のための資金をいいます。
都市計画事業	都市計画に定められた道路・公園・下水道などの都市施設の整備に関する事業、および健全な市街地の形成を目的とした土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業をいいます。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地区画整理法に基づいて、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業をいいます。

な行

年金特別徴収	65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、公的年金の支払者が年金の支払の際にその人の年金から引き落として、これを翌月10日までに市町村に納入することになっています。
--------	---

は行

評価替え	3年に1度行われる固定資産(土地・家屋)の評価額の見直しのことです。資産価格の変動に対応し、評価額を適正な価格に見直す作業のことをいいます。これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平を図ることになります。
賦課期日	税が課せられる基準となる日のことで、個人住民税、固定資産税等は1月1日。軽自動車税は4月1日となっています。
普通徴収	事業所得者などの住民税は、納税通知書によって市町村から納税者に通知され、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税していただくこととなっています。
物納	租税を金銭で納付する代わりに不動産、動産などで納付することです。
不納欠損	滞納処分の執行停止から3年経過したものや徴収権の消滅時効などにより、滞納税が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることです。
扶養親族	配偶者以外の親族(六親等内の血族および三親等内の姻族)か都道府県知事から養育を委託された児童または市町村長から養護を委託された老人で、納税者と生計を一にし、年間の合計所得金額が38万円以下の、事業専従者ではない人。
ふるさと納税	ふるさとや、お世話になった自治体などを「寄附金」という形で応援していただく制度です。自分の生まれ故郷に限らず、応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。自治体に対してふるさと納税をすると、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	納税課窓口で申請書記入後、専用端末に金融機関キャッシュカードの読取と暗証番号入力だけで簡単に手続できる、金融機関の口座届出印認証が不要で、即日口座振替登録ができる便利なサービスです。調布市では平成24年度から導入しています。
Pay-easy(ペイジー)マルチペイメントサービス	税金や公共料金、各種料金等の支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。調布市の市税の納付には対応していません。
法人税割	国税である法人税額を課税標準として算定し、課される法人住民税 均等割

ま行

モバイルバンキング	金融機関の店舗に向かなくても、各種取引や各種手続等が携帯電話やインターネットなどから利用できるサービスのことをいいます。
モバイルレジ	納付書のバーコードをモバイル端末(携帯電話、スマートフォン、タブレット)で読み取り、モバイルバンキング等を利用して税金や公共料金、各種料金等を納付するサービスです。利用には、モバイルバンキングやネットバンキングの登録と専用アプリのダウンロードが必要です。

や行

予算	一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。
----	-----------------------------------

ら行

類似団体	全国の市区町村を「指定都市」「中核都市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類した上で、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化する中で、同じ区分に属する自治体を指します。自治体間の比較をする上で有効な分類となっています。
------	--

わ行

ワンストップ特例	ふるさと納税による寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告又は個人住民税の申告を行う必要がありますが、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することで確定申告が不要になる制度です。
----------	--

「平成29年度 市税概要」について ご意見等をお寄せください。

皆さまからのご意見等を生かし、今後も調布市の市税について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。
ご意見等は、ファクシミリ、電子メールをご利用ください。
(ファクシミリ番号、電子メールアドレスは下記に掲載しています。)

登録番号
(刊行物番号)

2017-111

平成29(2017)年度版 市税概要 東京都調布市

発行日 平成29年8月発行

発行 東京都調布市

編集 東京都調布市市民部市民税課・資産税課・納税課

[連絡先 市民部市民税課 諸税係(市役所3階)]

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

Tel 042-481-7191

Fax 042-489-6412

E-mail siminzei@w2.city.chofu.tokyo.jp

印刷 庁内印刷

本紙は、古紙配合の再生紙を使用しています。